

少年法 20 条の解釈についての検討

210799 樋口奈夕

1.はじめに

平成 12 年改正法により、少年法第 20 条第 2 項が新設された。これにより、犯行時 16 歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件、例えば、殺人、傷害致死、強盗致死、危険運転致死等の事件については、家庭裁判所の調査の結果、刑事処分以外の措置が相当と認められる場合を除き、検察官送致決定をしなければならないこととなった¹。このレポートでは、刑事処分相当性の判断基準を考えるにあたり、少年法 20 条の解釈について検討する。

2.解釈

少年法 20 条は次のように規定している。

¹ 『平成 12 年改正少年法の運用の概要』最高裁判所事務総局家庭局。

家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るものについては、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

(1)20条1項の解釈

少年法20条1項による逆送決定がなされる要件は、14歳以上の少年であること、罪となる事実があること、死刑、懲役又は禁錮の刑が定められていること、刑事処分相当性が認められること、であるといえる。逆送決定は少年に刑事責任を問うことを前提としているが、刑法41条により14歳に満たない者の行為は罰することができないため、触法少年の事件は含まれない。また、罪となる事実が存在しない虞犯少年の事件は対象とならない。刑事処分相当性については、これまでの通説的見解で保護不能に加えて保護不適も含まれるとされている。保護不能は、保護処分によっては矯正

改善の見込みがない場合である。保護不適は、保護不能ではないが事案の性質、社会感情、被害感情等から保護処分に対処するのが不相当な場合である²。通説的見解は、少年司法の社会防衛機能という観点から、一般予防の要請や応報主義的要請が教育機能に優越する場合を認め、その場合に「保護不適」として刑事処分相当性を肯定している³。

(2)20条2項の解釈

a.保護不適推定説

20条2項を「原則逆送」を定めた規定であると理解する立場である。この見解は20条2項の対象事件がいずれも故意の犯罪行為により被害者を死亡させたという重大事件であることから、ここに規定されている犯罪類型については、応報や一般予防の観点から保護処分が許容されない、つまり、保護不適が推定され、刑事処分相当性が認められると言う主張である⁴。現在の実務では保護不適推定説が採用されていると思

² 葛野尋之『少年法における検察官送致決定の意義』立命館大学法学会(2002)。

³ 同上。

⁴ 佐藤由梨『少年法における刑事処分相当性・保護処分相当性についての一考察』同志社法学会(2020)。

われる。

b.説明責任説

20条2項を「原則逆送」を規定したものと認めず、刑事処分か保護処分かの選択において、保護処分を原則とすると理解する立場である。20条2項を「原則逆送」を定めたものと理解しないならば、20条2項にいかなる意味があるのかが問題となるが、説明責任説は20条2項の対象事件に対する社会感情の厳しさ、特に刑事処分要求の強さに配慮して、家庭裁判所が刑事処分以外の措置を選択した場合には、その理由を被害者を含む市民に対して説得的に説明する責任を負わせた規定として20条2項を理解すべきであると主張している⁵。

c.要保護性調査拡充説

20条2項を「原則逆送」を定めたものと認めず、保護処分が原則と理解する立場から主張されているもう一つの見解である。この見解は20条2項を人間行動科学の専門家、つまり家庭裁判所調査官を名宛人として、同項の対象事件の重大性に鑑みて、20

⁵ 同上。

条1項よりも仔細で綿密な要保護性調査を要求した規定と理解する立場である⁶。

d.ガイドライン説

「1項本文の保護処分優先の原則は2項の解釈にも効果が及ぶ。2項の本文はガイドラインに過ぎないから、法的拘束力は強くはなく、推定といった法的効果を認めるのは妥当ではない。ガイドラインによらない選択も十分に可能であり、むしろ20条1項の保護処分優先の原則に立ち戻る⁷と主張する説である。裁判所がガイドラインによらない処遇選択をする場合は、ガイドラインから離れる理由について、2項但書の内容に沿った説明責任を負うとする見解である。

(3)20条2項の但書の適用基準

20条2項の規定の解釈のうち、20条2項は「原則逆送」制度を規定したものであり同項本文に該当すれば保護不適が推定されて刑事処分相当性が認められるとの見解に立った場合、同項但書によって刑事処分以外の処遇を選択するためには、保護不適

⁶ 同上。

⁷ 本庄武『少年に対する刑事処分』現代人文社(2014)。

の推定を覆すに足る「特段の事情」が必要となる。

a.犯情説

犯情説は、「特段の事情」の有無を少年による犯行の動機、方法や態様、犯罪結果の大小、程度といった犯罪行為自体に関する事情、いわゆる狭義の犯情を中心に考慮し、性格、年齢といった少年の資質面や生育歴、境遇といった環境面に関わる要素、いわゆる広義の犯情は、犯行動機の形成や行為態様に深く影響したと認められる範囲で考慮するにとどめるべきとしている⁸。そのため実際に刑事処分以外の処遇の選択を許容する「特段の事情」が認められるのは、当該事案が、罪名としては重大であるものの、犯行の凶悪性や悪質性が大きく減ぜられた場合ということになる。

b.総合考慮説

「特段の事情」の有無の判断は保護処分を許容しうるかどうかという価値判断であることから狭義の犯情だけでなく、少年の性格や環境などを総合的に考慮して判断すべきであるという立場である。そこで、「特段の事情」の有無を判断するにあたり、狭

⁸ 北村和『検察官送致決定を巡る諸問題』家庭裁判月報 56 巻 7 号(2004)。

義の犯情に限らず但書に規定された要素を総合的に考慮すべきとする見解である。⁹

3.自説

私は保護不適推定説が妥当であると考えている。20条2項では但書で、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない、と定めている。但書は本文で定められた原則に対して例外を定める部分であるため、刑事処分以外の措置を取るとは例外であるということになる。そのため、20条2項は原則逆送を定めた規定であるという解釈をしている保護不適推定説が妥当であると考えている。また、特段の事情については総合考慮説が妥当であると考えている。20条2項但書の文言は、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮して、刑事処分以外の措置を相当とするかを判断する旨規定しており、狭義の犯情と広義の犯情の区別をせず、並列表記されていることから、どちらも特段の事情を考慮するにあたって同等に扱うべきである。よって、総合考慮説が妥当であると考えている。

⁹ 佐藤・前掲。

4.おわりに

このレポートでは少年法 20 条の解釈について検討した。様々な学説がある 20 条 2 項の解釈について、私は原則逆送を定めた規定であると理解する立場である保護不適推定説が妥当であると考えた。また、保護不適推定説を採用する場合に問題となる 2 項但書の適用基準に関する解釈では総合考慮説が妥当であると考えた。刑事処分相当性の判断基準を明確にするためには、特段の事情とされるものを一般化する必要がある。しかし、その部分が曖昧なままになってしまったため、今後の課題としたい。